

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律を廃止する等の法律案要綱

第一 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の廃止（第一条関係）

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）は、廃止すること。

第二 基礎年金拠出金に係る国等の負担割合の引上げ（第二条関係）

国は、別に法律で定めるところにより、国家公務員共済組合法第九十九条第三項第二号に規定する基礎年金拠出金の納付に要する費用に係る国等の負担の割合を段階的に引き上げ、平成二十年度末までにその割合を二分の一とするものとする。

第三 国家公務員共済組合法等の一部改正（第三条及び第四条関係）

一 退職共済年金等の受給権者が組合員である場合における支給の停止の見直し

退職共済年金又は障害共済年金（以下「退職共済年金等」という。）の受給権者が組合員である場合

における当該退職共済年金等の支給の停止について、その額の百分の二十に相当する金額の支給を一律に停止する方式を改めることとすること。（法第七十九条及び第八十七条並びに六十年改正法附則第三十六条及び第四十四条関係）

二 育児をする組合員等に関する事項

(1) 育児休業等を終了した際における標準報酬の月額の変定

組合員であって育児休業等が終了した日に三歳未満の子を養育する者については、その申出により、その終了の日の翌日以後三月の報酬を基礎として標準報酬を改定することとすること。（法第四十二条第九項及び第十項関係）

(2) 三歳未満の子を養育する期間における平均標準報酬額の計算の特例

三歳未満の子を養育する期間における標準報酬の月額が、当該子を養育をすることとなった日の属する月の前月の標準報酬の月額（以下「従前標準報酬の月額」という。）を下回る場合には、組合員等の申出により、従前標準報酬の月額を当該期間における平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬の月額とみなすこととすること。（法第七十三条の二関係）

(3) 育児休業等をしている組合員に対する掛金の免除に関する事項

育児休業等をしている組合員の申出による掛金の免除制度について、養育する子が一歳に達した日の翌日が属する月以降についても、育児休業等が終了する日の翌日の属する月の前月までは適用することとする。 (法第百条の二関係)

三 その他の事項

(1) 平成十六年度における事務費の負担の特例に関する規定を削除すること。 (法附則第二十条の三関係)

(2) 国家公務員共済組合連合会から年金保険者等に対し必要な資料の提供を求めることができることとする規定を整備すること。 (法第八十条及び第八十七条の二並びに六十年改正法附則第四十五条関係)

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

第四 施行期日等

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、次に掲げるものの施行期日は次のとおりとすること。

第三の三の(2)については、平成十六年十月一日

第三の一及び二については、平成十七年四月一日

二 その他所要の規定を設けることとする。

(注) 法----- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

六十年改正法---- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）